

物上代位及び果実に関する譲渡担保契約法の 規定と民法理論

和田 勝 行*

目 次

- 1 はじめに
- 2 譲渡担保契約法の成立までの議論
 - (1) 物上代位
 - (2) 果実に対する動産譲渡担保権の効力
 - (3) 抵当権の効力に関する民法の改正
 - (4) 小 括
- 3 民法の解釈論・判例法理の確認
 - (1) 物上代位
 - (2) 果実の法理と物上代位の関係
- 4 譲渡担保契約法・民法理論の検討
 - (1) 物上代位
 - (2) 賃料に対する抵当権の効力
- 5 おわりに

1 はじめに

法制審議会担保法制部会（以下、「部会」という。）における審議を経て、令和7年5月に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（令和7年法律第56号。以下、「本法」という。）が成立した。近時の担保法制の見直しは、従来の民法理論や判例法理との関係で、再検討を要する問題を浮かび上が

* わだ・かつゆき 京都大学大学院法学研究科教授

らせている¹⁾。

筆者は、以前に拙稿²⁾において、中間試案までの部会の議論を参照し、動産譲渡担保権に基づく物上代位の目的債権をめぐる競合問題(動産譲渡担保権に基づく物上代位権と代位目的債権を対象とする担保権との優劣の問題。以下、「競合問題」という。)について論じた。本稿は、その後の部会における議論を踏まえ、本法で新設された規定の解釈論的意義や、従来の民法理論との関係について検討することを目的とする。

具体的な問題意識は、次のとおりである。本法9条は、民法304条の規定に倣い、譲渡担保権に基づく物上代位が可能であることを定めるとともに(1項)、競合問題の処理について明文の規定を設けている(2項)。本法9条2項の規定は、物上代位に関する判例法理を前提として、民法に規定のないルールを新たに明文化するものであるため、従来の判例法理や民法の解釈論との関係を検討する必要がある。また、そのような検討を踏まえ、本法9条1項・2項の解釈の方向性を示すことも、重要である(なお、本法9条は譲渡担保契約の総則規定であるが、本稿では個別動産の譲渡担保権に基づく物上代位のみを検討対象とする)。

さらに、賃料債権に対する物上代位の実体法的根拠の問題³⁾と密接に関連する点で、本法28条が、譲渡担保動産の天然果実に対する動産譲渡担保権の効力を明文化したことも注目される。同条の規定の仕方は、抵当不動産の果実に対する抵当権の効力を定める民法371条の規定の仕方と異なるため、その違いの理由を確認し、民法の解釈論への影響の有無を検討する必要がある。

以上の問題意識に基づき、2において、中間試案より後の部会の審議を

1) 筆者による検討として、和田勝行「担保法制の見直しによる『對抗要件』概念の課題」登記情報762号(2025年)6頁以下参照。

2) 和田勝行「動産譲渡担保権に基づく物上代位の目的債権をめぐる競合問題に関する覚書」法学論叢192巻1-6号(2023年)563頁以下。

3) 筆者による従来の議論の整理として、和田勝行「担保法学のダイナミズムの素描」吉永一行編『民法理論の進化と革新』(日本評論社、2025年)165頁以下参照。

辿りつつ、改正法の規定内容を整理する。次に3において、本稿の検討に必要な限度で、物上代位に関する従来の民法の解釈論及び判例法理を確認する。続いて4において、本法の規定をめぐる解釈論上の問題点と、民法の解釈論に及ぼし得る影響について検討する。最後に5において、本稿の検討を総括する。

2 譲渡担保契約法の成立までの議論

中間試案までの部会の議論の整理は前稿に譲り、以下では、「物上代位」・「果実に対する動産譲渡担保権の効力」・「抵当権の効力に関する民法の改正」の3つのテーマについて、中間試案より後の部会の議論を辿り、改正法の規定内容を整理する。なお、本法9条3項及び44条が定めるルールは、本稿の直接の検討対象から外れるため、以下の検討からは除外する⁴⁾。また、上述のとおり、本稿が検討対象とするのは、個別動産の譲渡担保権に基づく物上代位である。

(1) 物上代位

(a) 部会資料28とその説明

第2 譲渡担保契約に関する総則的な規律

5 物上代位

- (1) 民法第304条の規定は、譲渡担保権について準用する。(1-7(1)(2))
- (2) 前記(1)において準用する民法第304条の規定に基づいて行使することができる債権を目的とする担保権（債権質又は債権譲渡担保権をい

4) 本法9条3項は、譲渡担保権に劣後する担保権者の物上代位に関する規定であり、本法44条は集合動産譲渡担保権に基づく物上代位に関する特則である。集合動産譲渡担保権に基づく物上代位の問題も含めて中間試案までの議論を整理・検討するものとして、小山泰史「動産譲渡担保権に基づく物上代位——動産・債権担保法改正における中間試案までの議論を中心に」上智法学論集67巻1・2・3号（2023年）1頁以下がある。

う。)が設定されているときは、当該規定に基づく権利の行使と当該担保権の順位は、前項において準用する民法第304条第1項ただし書の差押えと当該担保権についての対抗要件の前後による。(1-7(3)(案1.7.1))

【部会資料28・6頁】

上記の本文に続く部会資料28の説明の要旨は、次のとおりである。

本文(1)では、民法304条の規定を準用して、譲渡担保権者が物上代位権を行使することができることが示されている。物上代位の対象となる代償物については、売買代金、賃料、目的物が滅失又は損傷した場合の損害保険金請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権が想定されている。

本文(2)では、競合問題が扱われる。抵当権のような公示制度が完備された権利に基づく物上代位の場合とは異なり、譲渡担保権に基づく物上代位の場合には公示が不十分であるため、物上代位に基づく差押えがされた時点と競合担保権が対抗要件を具備した時点との前後で優劣を決する案を採用している⁵⁾。

(b) 部会第32回会議での議論

部会第32回会議では、部会資料28の提案に対して、次のような意見があった(以下、本稿では、部会での議論については筆者がまとめた要旨のみを示す)。

① 原担保権の対抗要件具備を公示性の不十分な占有改定で認めておきながら、物上代位の場面でのみ公示性の弱さを持ち出すのは平仄が合わない(第32回会議議事録23頁以下〔阿部幹事発言〕)。② 抵当権や先取特権に基づく物上代位には競合問題に関する規定は設けられていないのに、なぜ譲渡担保

5) 中間試案の段階では、本文で採用された【案1.7.1】の他に、物上代位を生じさせる原担保権が対抗要件を具備した時点と競合担保権が対抗要件を具備した時点との前後による【案1.7.2】や、原担保権が登記によって対抗要件を具備した場合に限り【案1.7.2】によるとする別案があった(和田・前掲注(2)563-564頁を参照)。

権に基づく物上代位についてのみ明文規定を設けるのか（同26頁以下〔水津幹事発言〕）。③ 本文(2)に関して、差押えさえされれば物上代位の根拠となる原担保権の対抗要件具備は不要かという問題が残るため、整理の必要がある（同27頁〔阿部幹事発言〕）。④ 公示性の弱さは理由にならず、原担保権の対抗要件具備時を基準とする方が良いのではないか（同27頁〔青木（則）幹事・阿部幹事発言〕）。⑤ ①の意見に対して）原担保権の目的財産そのものについては、公示性が低くとも第三者の側での調査を求めることがあり得るのに対し、物上代位の場合には別の財産権に権利が及んでいく場面であるから、区別できるのではないか（同28頁〔笹井幹事発言〕）。

(c) 部会資料37-1とその説明

第2 譲渡担保契約に関する総則規定

7 物上代位

- (1) 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。
- (2) 上記(1)前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、上記(1)後段の規定による差押えの後に対抗要件が具備されたものに優先するものとする。
- (3) 省略

【部会資料37-1・5頁以下】

上記の本文に続く部会資料37-1の説明の要旨は、次のとおりである。
本文(1)(2)について、部会資料28から変更はない。なお、部会第32回会議

の議論を踏まえると、譲渡担保権には先取特権とは異なり追及効が存在するため、抵当権に基づく物上代位と同様と考えることもできる。しかし、譲渡担保権につき占有改定の方法による対抗要件具備自体は残ることからすると、公示の観点から、本文の規律を維持することとしている。

部会の会議では、部会資料37-1の提案に対して特段の意見は出なかった。

(d) 部会資料42とその説明

物上代位に関する本文(1)(2)の提案は、部会資料37-1と同じであるため、引用を省略する。本文に続く説明の要旨は、次のとおりである(部会資料42・7頁以下)。

本文(2)の規律は、物的に編成された登記又は登録をすることができる財産(登録自動車等)についても、同様に適用される。物的編成の登記登録制度の下では、競合問題の処理について、動産一般の場合とは異なり、当該登記登録を備えた時を基準とするとの規律もあり得る。しかし、物的編成の登記登録制度の下でも、譲渡担保権が設定された場合の登記登録は、譲渡担保権設定者から譲渡担保権者への所有権等の権利の移転が示されるにすぎず、移転原因として「譲渡担保契約」と記載されることがあり得るとしても、譲渡担保権の実行が終了しているか否かが登記登録上反映されないなど、その公示の内容は、その財産について効力が及ぶ旨が明確に公示されている抵当権などとは異なる。そうすると、譲渡担保権の効力が、譲渡担保権設定者による譲渡担保財産の売却等によって生ずる債権にも及ぶことがその登記登録によって公示されていると考えることはできないから、本文(2)の規律は、物的に編成された登記登録をすることができる財産についても、同様に適用される。

(e) 部会第44回会議での議論

部会第44回会議では、部会資料42の提案に対して、次のような意見があった。

① 物的編成の登記登録制度の場合に、移転原因が譲渡担保契約と記載されていても公示にならないのはなぜか。抵当権でも物上代位の可能性がはっきり公示されるわけではないし、被担保債権が弁済されて登記だけが残っていることもあり得るのではないか（第44回会議議事録6頁〔横山委員発言〕）。

② ①の意見を受けて）所有権等の権利の移転が登記登録されていれば、むしろ抵当権より大きな公示がされていることになるのではないか（同6頁〔道垣内部会長発言〕）。

③ ①②の意見に対して）本文の提案は、抵当権に基づく物上代位と先取特権に基づく物上代位の扱いに関する判例上の違いを公示性の違いで説明する立場に立ち、物上代位の可能性が公示されているかという観点から、譲渡担保権に基づく物上代位を先取特権と同様に扱うものとしている。物的編成の登記登録制度で移転原因が譲渡担保契約となっても、既に完全な所有権となっているか譲渡担保権のまま物上代位があり得るかは分からず、公示性は高くないのではないか。抵当権の場合には抵当権設定登記を抹消する手段が確保されており、そのインセンティブもあるという点で違いがあるのではないか（同6頁以下〔笹井幹事発言〕）。

④ ③の意見に対して）譲渡担保権が実行されて完全な所有権となれば競合問題は生じないのであり、競合問題が生じうる場面については、物上代位の可能性が公示されていないとはいえないのではないか（同7頁以下〔道垣内部会長発言〕）。

⑤ 抵当権に基づく物上代位の判例が登記を基準にするのは、抵当権の効力が賃料にも及ぶことを前提とした例外であり、差押え時基準が原則であるから、ここも差押え時基準が良い（同8頁〔片山委員発言〕。横山委員も支持）。

⑥ 賃料への物上代位が特殊であって、例えば自動車が滅失した場面を考えると、物が無いのに登記登録を基準にするのはおかしく、差押え時基準が妥当ではないか（同8頁以下〔阪口幹事発言〕）。

⑦ 一般的には差押え時基準が良いが、判例に現れた売買代金への物上代位のような事案では、担保権者が目的物の換価金を充当することが前提となっており、登記登録を基準とすることもあり得る（同9頁〔青木（則）幹事発言〕）。

⑧ 抵当権に基づく物上代位について、目的物滅失のケースと賃貸のケースを分

ける場合、前者＝登記時基準・後者＝差押え時基準というように前者の物上代位を後者より強くすることは考えられても（原目的物を対象とする原担保権がなくなっているため）、その逆は考えにくい。（③の意見のように）公示力の観点を中心に据えるならば、物的編成の登記登録制度の場合には（②の意見のとおり）抵当権設定登記よりも大きな公示がされる以上、抵当権の場合に揃えて登記登録時を基準としなければ一貫しない（同9頁〔水津幹事発言〕）。⑨ 原担保権の公示力が代位目的債権に及ぶかという問題設定ではなく、物上代位により原担保権の効力（追及効）が代位目的債権へとそのまま維持され、追及効を有する原担保権（抵当権・動産譲渡担保権）の対抗要件具備時が出発点となるという観点から整理する方が良い。その上で、目的財産の変容に伴う利益状況の変化に対応するための「差押え」要件の解釈のもとで、例外的に差押え時基準とすべき場面を検討すべきである（同10頁〔水津幹事発言〕）。⑩ 自動車の損害保険金を念頭におくと、差押え時を基準とするのは譲渡担保権者に酷ではないか（同10頁以下〔阿部幹事発言〕）。⑪ 物上代位により代位目的債権に担保権の効力が及ぶ場合、その明示の公示があることが望ましいという観点からすれば、個別に目的債権を担保にとって対抗要件を具備するか、又は差押えを求める立場もあり得る（同11頁〔藤澤幹事発言〕）。⑫ 事務局の立場を前提とすると、自動車抵当に基づく物上代位についても、差押え時を基準とすることが素直ではないか（同11頁以下〔井上委員発言〕）。

(f) 譲渡担保契約法の規定

物上代位に関する本文(1)(2)の提案については、その後の部会資料や「担保法制の見直しに関する要綱案」でも変更はなく、本法の成立に至った。本法の規定は、次のとおりである。

(物上代位)

第9条 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷に

よって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2 前項前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、同項後段の規定による差押えの後に對抗要件を備えたものに優先する。

3 省略

なお、本法9条2項では、「同項後段の規定による差押えの後に對抗要件を備えたものに優先する。」の下線部が、要綱案（「對抗要件が具備された」）から修正されている。もっとも、これは形式的な文言修正であり、規定の意味内容に変更はないと思われる⁶⁾。

(2) 果実に対する動産譲渡担保権の効力

(a) 部会資料28とその説明

第3 動産譲渡担保権に関する規律

2 動産譲渡担保権者による果実の収取

動産譲渡担保権は、その担保する債権について不履行があったときは、その目的である動産の果実に及ぶものとする（1-2）。

【部会資料28・12頁】

上記の本文に続く部会資料28の説明は、次のとおりである。「抵当権は、被担保債権について不履行があったときは果実に及ぶ（民法第371条）。これ

6) 「對抗要件を備えた」も「對抗要件が具備された」も、文言上の意味に違いはない。ただ、後者の表現はおそらく現行法令において使用例がないのに対し、前者の表現には使用例がある（例えば、民581条2項・605条の2第1項、資産の流動化に関する法律200条2項3号、企業担保法6条など）。そのため、前者の表現に修正されたのだと推測される。

と同様に、譲渡担保権は、被担保債権について不履行があったときには目的である動産の果実にも及ぶこととするものである。」。

この提案に対して、部会の会議で特段の意見は出なかった。

(b) 部会資料37-1とその説明

第3 動産譲渡担保契約の効力

2 動産譲渡担保権者による果実の収取

動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保動産の果実（収取されていないものに限る。）についても、動産譲渡担保権を行使することができるものとする。

【部会資料37-1・13頁】

上記の本文に続く部会資料37-1の説明は、次のとおりである。「動産譲渡担保権の果実に対する効力に関する規律を定めるものであり、部会資28第3、2と実質的に同様である。設定者が既に収取した果実に動産譲渡担保権の効力を及ぼすことはできないため、括弧書きによりその点を明らかにしている。」。その後、部会資料42でも、提案内容に変更はなかった。

以上の提案に対して、部会の会議で特段の意見は出なかった。

(c) 部会資料46とその説明

第3 動産譲渡担保契約の効力

2 動産譲渡担保権者による果実の収取

動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があったときは、後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権を行使することができるものとする。

【部会資料46・16頁以下】

上記の本文に続く部会資料46の説明の要旨は、次のとおりである。

本文では、民事執行法93条2項の規定に倣って天然果実について規定し、法定果実を対象から除くこととした。民法371条の規定は、天然果実及び法定果実の双方が担保不動産収益執行の対象になることを実体法上明確にするために、現行規定のように改められたものである。他方、動産譲渡担保権については、収益執行制度が存在せず、法定果実（賃料）からの優先弁済の方法としては、物上代位によることが想定されている。そのため、物上代位についての規定と重複して法定果実に譲渡担保権が及ぶ旨の規定を設ける必要はなく、重複して規定を設けると両者の関係について混乱が生ずるおそれがある。

なお、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位については、その実体的根拠規定をめぐって議論がある。しかし、本文と民法371条の規定の違いは、収益執行制度の有無という手続の違いに起因するものであるから、本文の規律は、上記の議論について特定の立場を前提とするものではない。

部会資料46の提案に対しては、部会の会議で特段の意見は出なかった。

(d) 譲渡担保契約法の規定

部会資料46の提案については、その後の部会資料や「担保法制の見直しに関する要綱案」でも変更はなく、本法の成立に至った。本法の規定は、次のとおりである。

第28条

動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があったときは、後に収獲すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権を行使することができる。

(3) 抵当権の効力に関する民法の改正

(a) 部会資料42とその説明

第16 民法の見直し

2 抵当権の効力の及ぶ範囲

民法第371条の規律を次のように改めるものとする。

抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、抵当不動産の果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ。

【部会資料42・63頁】

上記の本文に続く部会資料42の説明は、次のとおりである。「不履行前に生じた果実についても効力が及ぶことを明確なものとするため、動産譲渡担保権者による果実の収取（第3、2）の規定の表現ぶりを踏まえて、本文のとおり改めるものである。」。

(b) 部会第45回会議での議論

部会第45回会議では、部会資料42の提案に対して、次のような意見があった。

① 抵当権の他の問題についても改正の余地はないのか（第45回会議議事録37頁〔片山委員発言〕）。② ①の意見に対して）動産について同様の規定を設けるに当たり、解釈の混乱を避けるため大本の民法371条に限って改正する趣旨である（同37頁〔道垣内部会長・笹井幹事発言〕）。③ これは天然果実に限るという前提なのか（同37頁〔沖野委員発言〕）。④ ③の意見に対して）平成15年に改正された民法371条の「果実」については、天然果実に限らないという説明がされており、その趣旨に変更はない（同37頁以下〔笹井幹事発言〕）。

(c) 部会資料46とその説明

第18 民法の見直し

2 抵当権の効力の及ぶ範囲

民法第371条の規律を次のように改めるものとする。

抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、後に収穫すべき抵当不動産の天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき抵当不動産の法定果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ。

【部会資料46・72頁以下】

上記の本文に続く部会資料46の説明は、次のとおりである。「部会資料42においては、天然果実と法定果実を区別せず、抵当権が収取されていない果実に及ぶこととしていた。本文は、債務不履行前に生じていたが収取されていない果実に抵当権が及ぶことを明示するという点では部会資料42の内容を変更するものではないが、部会において天然果実と法定果実を区別して規定すべきという意見があったことも踏まえ、民事執行法第93条第2項に倣って文言を修正している。」

(d) 部会第48回会議での議論

部会第48回会議では、部会資料46の提案に対して、次のような意見があった。

① 民法371条を修正して法定果実が含まれることを明示すると、同条の果実を天然果実に限定する考え方が否定されることとなり、民法の解釈論に影響を及ぼすため、「果実」という文言に手を入れるべきではない（第48回会議議事録19頁以下〔水津幹事発言〕）。② 民事執行法93条における収益執行の範囲と民法371条の規定の整合性に留意して検討する必要がある（同21頁以下〔山本委員発言〕）。③ 民事執行法93条2項に倣った形で民法371条を改めるといふ提案には賛同できる（同23頁〔阿部幹事発言〕）。

(e) 部会資料49とその説明

第18 民法の見直し

2 抵当権の効力の及ぶ範囲

民法第371条の規律を次のように改めるものとする。

抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、抵当不動産の果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ。

【部会資料49・57頁以下】

上記の本文に続く部会資料49の説明の要旨は、次のとおりである。

部会資料46では本条の「果実」を天然果実と法定果実に分けて規律する案を示したが、第48回会議での意見を踏まえ、現行法と同様にこれらを合わせて「果実」とする形に修正した。

民法371条の「果実」の意義については、それを天然果実に限定すべきとする見解がある。民法371条の果実が天然果実に限られるか法定果実を含むかは具体的帰結の差をもたらさない学理的な問題であり、明確にする必要性が高いわけではない。そこで、民法371条については、動産譲渡担保権の果実に関する規定（第3、2）との対比において債務不履行前に生じた果実にも抵当権が及ぶことに疑義が生じないようにする限度で改めることとし、同条の果実に法定果実が含まれるかどうかは、引き続き解釈に委ねることとした。

以上の提案に対して、部会の会議で特段の意見は出なかった。

(f) 民法の規定

部会資料49の提案については、その後の部会資料や「担保法制の見直しに関する要綱案」でも変更はなく、民法の改正に至った。改正後の民法の規定は、次のとおりである。

第371条

抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、抵当不動産の果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ。

(4) 小 括

譲渡担保権に基づく物上代位については、民法304条を準用した物上代位の可能性を前提としつつ、物上代位に基づく差押え時を基準に競合問題を処理する規律が一貫して維持され、本法9条1項・2項に結実した。その基礎にある事務局の考え方は、抵当権と先取特権の物上代位に関する判例法理の違いを、原担保権の公示力の違いに着目して説明する考え方（公示力アプローチ）であった。しかし、公示力アプローチには異論の余地もあり、原担保権の追及効の有無に着目して判例法理の違いを説明する考え方（追及効アプローチ）もあり得ることは、部会の審議で指摘されていた。しかし、部会の議論をみる限り、追及効アプローチの問題意識に対して十分な検討がされたかは疑わしく、両アプローチの理論的な緊張関係は必ずしも解消されないまま条文化に至ったように思われる。そのため、物上代位に関する判例法理や従来の民法理論に照らし、本法9条の規定を整合的に位置付けることが可能かを検証する必要がある。

また、果実に対する動産譲渡担保権・抵当権の効力については、収益執行手続が存在しないという理由から本法28条の適用範囲が天然果実に限定され、民法の解釈論に影響を与えないようにするという理由から民法371条の改正は最低限にとどめられた。もっとも、本法の規律が民法の解釈論に本当に影響を及ぼさないのかは、なお検討を要する。

3においては、以上の問題意識に基づく検討に必要な限度で、物上代位に関する従来の民法の解釈論及び判例法理の内容を確認する。

3 民法の解釈論・判例法理の確認

(1) 物上代位

以下では、拙稿⁷⁾における検討に基づき、「差押え」要件の意義を中心として、最判平成10年1月30日民集52巻1号1頁(以下、平成10年最判という。)と最判平成17年2月22日民集59巻2号314頁(以下、平成17年最判という。)の差異をどのように理解すべきかを確認する。両者の差異を説明する見解として、①原担保権の公示力の違い(物上代位の目的債権に原担保権の効力が及ぶことが公示されていると評価できるか、に関わる違い)に着目する見解(公示力アプローチ)と、②原担保権の追及効の違いに着目する見解(追及効アプローチ)があり得ることは、部会の審議でも指摘されていた⁸⁾。実際、部会の審議におけるポイントは、競合問題の処理について、いずれの判例法理に引き付けてルールを定めるのが妥当かという点であった。そうであれば、平成10年最判と平成17年最判の差異が何に由来するかを突きとめることは、本法の規定の正確な位置付けを見定める上で重要である。

(a) 原担保権の公示力の違いに着目する見解(公示力アプローチ)

(ア) 平成10年最判の位置づけ

——物上代位権自体の公示を前提とする第三債務者保護説

平成10年最判は、物上代位に基づく「差押え」の意義について、いわゆる第三債務者保護説を採用した判決である。この「差押え」の意義に照らし、民法372条が準用する民法304条1項ただし書の「払渡し又は引渡し」

7) 和田勝行「物上代位における『差押え』の意義」法教456号(2018年)47頁以下。拙稿での議論の整理は、水津太郎「物上代位とは何か——『行使することができる』の解釈」法教415号(2015年)68頁の検討に依拠している。本文で述べる追及効アプローチからの判例法理の位置づけは、水津論文で示された判例法理の整理によるものである。

8) 上述2(1)(c)及び(e)③⑧⑨を参照。

に債権譲渡は含まれず、「抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる」という結論が導かれた。その重要な理由付けは、「抵当権の効力が物上代位の目的債権についても及ぶことは抵当権設定登記により公示されているとみることができ」というものであり、第三者との関係において、物上代位権（物上代位の目的債権に抵当権の効力が及ぶこと）は登記により公示されていると理解されている。これによると、抵当権に基づく物上代位権自体について、公示を必要とする立場が前提とされているとみることができ。

もっとも、登記により物上代位権が公示されているのならば、代位目的債権の債務者（第三債務者）との関係でも公示が及び、物上代位権の成立によって第三債務者も当然にその拘束を受けるから、自己の債権者への弁済をもって抵当権者に対抗することもできなくなるはずである。しかし、そのような地位にある第三債務者を二重弁済の危険から保護するためにこそ、いわば第三債務者に対する対抗要件として「差押え」要件が付加されているとみるのが、判例法理であると解される（物上代位権自体の公示を前提とする第三債務者保護説）。

（イ）平成17年最判の位置づけ——第三債務者・第三者保護説

これに対し、動産売買先取特権に関する平成17年最判においては、そもそも原担保権は公示を要しない権利だから（対抗要件具備が観念されない）、物上代位権自体の公示も観念することができない。ここでは、公示の有無を問うことなく先取特権の効力は代位目的債権上に当然に及び、物上代位権（代位目的債権に及ぶ先取特権の効力）は当然に第三債務者を含む第三者に対して主張できることが前提とされている。これによると、物上代位権の成立によってその拘束を受ける第三債務者を二重弁済の危険から保護する必要性は同様に存在するから、少なくとも「差押え」の意義には第三債務者を保護する趣旨が含まれる。平成17年最判は、これに加えて、「差押え」の意

義に「第三者」(事案では債権譲受人)の保護をも読み込むことにより、第三債務者のみならず、第三者も差押え要件の付加によって保護されることを明らかにした(第三債務者・第三者保護説)。逆にいえば、差押えの意義に第三者の保護の趣旨を読み込むためには、その前提として、動産売買先取特権の効力は当然に代位目的債権に及んでおり、かつその物上代位権(代位目的債権上の権利)は第三者に対する追及効を有すると理解されていると考えなければならない⁹⁾(追及効があるからこそ、物上代位権の追及によって不利益を被る第三者を「差押え」要件によって保護する必要が生じる)。

(ウ) 小 括

公示力アプローチによれば、抵当権の場合と先取特権の場合に物上代位権自体の公示の要否が異なり、かつ、そのことが「差押え」要件の趣旨にも影響を及ぼす基礎には、原担保権が公示を要する権利であるか否か(その公示力が代位目的債権に及んでいるかどうか)という違いがあると理解される。

(b) 原担保権の追及効の有無に着目する見解(追及効アプローチ)

もともと、公示力アプローチに対しては、① 抵当権に基づく物上代位に関して、登記により物上代位権が公示されているとの理解は妥当でないとの批判、及び、② 先取特権に基づく物上代位に関して、物上代位権が原担保権の効力を上回ること(追及効が認められること)は正当化できない、との批判が向けられ得る¹⁰⁾。批判説によれば、物上代位とは、物上代位権自体の公示の有無を問わず、原担保権の効力をそのままの形で代位目的債権にも法律上及ぼす制度と理解され、抵当権者ないし先取特権者が代位目的債権上に取得する権利(物上代位権)は、原則として原担保権と等質かつ同等の効力をもつ権利として把握される。この見解(追及効アプローチ)によると、平成17年最判及び平成10年最判は、次のように位置づけられる。

9) 水津・前掲注(7)70頁参照。この論理は、しばしば見過ごされがちである。

10) 水津・前掲注(7)70頁、72-73頁参照。

(ア) 平成10年最判の位置づけ

——物上代位権自体の公示を前提としない第三債務者保護説

原担保権である抵当権が対抗要件を具備している限り（公示を備えている限り）、物上代位権自体の公示を問うことなく、対抗要件を具備した抵当権の効力は当然に代位目的債権上に及ぶ。この代位目的債権上の権利（物上代位権）は、原担保権たる抵当権と同じく、追及効を有する。この理解によると、抵当権者は物上代位権をもって第三債務者を含む第三者に対して当然に対抗することができることになるが、民法が特別に「差押え」を要件とするのは、主として、物上代位権の成立を当然には知り得ない第三債務者を二重弁済の危険から保護するためである（物上代位権自体の公示を前提としない第三債務者保護説）。以上のとおり、追及効アプローチからも、平成10年最判の採用する第三債務者保護説を理論的に位置づけることは可能である（物上代位権自体の公示を前提としない点で、公示力アプローチによる説明とは異なる）。

(イ) 平成17年最判の位置づけ——第三債務者保護・優先権保全説

これに対し、平成17年最判の位置づけは、次のようになる。原担保権たる先取特権の効力は、物上代位により、当然に代位目的債権上に及ぶ。代位目的債権上の権利（物上代位権）については、原担保権たる先取特権と同様に公示が問題となる余地はなく、また、原担保権と同様に追及効は認められない。物上代位権の成立により第三債務者に対しても当然にその効力が及ぶから、そのことを当然には知り得ない第三債務者を「差押え」要件によって保護すべき点は、抵当権の場合と同じである（第三債務者保護説）。しかし、ここでの「差押え」要件には、追及効を有しない物上代位権を第三者との関係で保全するという意味も付与される（優先権保全説）。先取特権者は、代位目的債権が第三者に譲渡されその対抗要件が具備されるともはや物上代位権を行使することができなくなるが（追及効の不存在）、その前に代位目的債権を差押えることによって、自己の物上代位権（代位目的債

権上の優先弁済権)を保全することができる。したがって、平成17年最判により示された「差押え」の意義は、第三債務者保護+優先権保全ということになる。

(ウ) 小 括

追及効アプローチによれば、従来の判例法理について異なる位置づけが導かれる。すなわち、両判例法理の違いは、物上代位権自体の公示の有無によってではなく、原担保権の追及効の有無に由来すると理解される。後述4(1)では、以上の整理を前提に、本法9条の規定がいずれのアプローチにより親和的であるかを検討する。

(2) 果実の法理と物上代位の関係

抵当権の効力を賃料債権に及ぼす論理については、果実の法理と物上代位があり得る¹¹⁾。そのため、担保不動産収益執行(民執180条2号)や物上代位(民372条・304条、民執193条1項後段)の実体的根拠規定は何かという問題についても、見解が分かれている¹²⁾。すなわち、①賃料の法定果実としての側面に着目し、抵当権の実体的効力は民法371条によって賃料債権に及び、担保不動産収益執行と物上代位はその実行手続として位置付けられるとする見解、②民法371条にもかかわらず、賃料債権に対する物上代位の実体的根拠規定は民法372条・304条であり、民法371条は物上代位の根拠規定ではないとする見解(民371条は担保不動産収益執行の実体的根拠であるとする)、③(②の見解をさらに推し進めて)物上代位のみならず担保不動産収益執行の実体的根拠も民法372条・304条であると解すべきとする見解(民371条は天然果実のみ適用される)、等が主張されているところである。

後述4(2)では、このような民法の解釈論に対して、本法28条の新設及び

11) 水津太郎「抵当権に基づく賃料の把握——物上代位・担保不動産収益執行・担保債権執行」法教421号(2015年)73頁。

12) 和田・前掲注(3)165-167頁参照。

民法371条の改正が影響を及ぼすか否かを検討する。

4 譲渡担保契約法・民法理論の検討

(1) 物上代位

(a) 譲渡担保契約法9条1項後段の「差押え」の法的性質

本法9条1項は民法304条に倣った規定であるため、本法9条1項後段が要求する「差押え」の意義については、民法の解釈論が妥当する。もっとも、本法9条2項は、競合問題について民法にはない明文規定をおき、同条1項後段の規定による「差押え」の時点を経済担保権との優劣決定の基準時としている。それでは、同条2項の規定を踏まえたとき、同条1項後段の規定による「差押え」の法的性質はどのように理解されるべきか。

競合問題について、物上代位に基づく差押えの時点と競合担保権の対抗要件具備時点の前後が問題とされていることからすれば、ここでの「差押え」は、第三者に対する物上代位権（代位目的債権上に譲渡担保権者が有する権利）の対抗要件としての意味をもつと解する余地もある。

しかし、ここでの「差押え」を一般的な対抗要件と理解してしまうと、代位目的債権を一般債権者たる第三者が差し押さえた場合や、譲渡担保権設定者について破産手続開始決定がされたような場合にも、動産譲渡担保権者は物上代位権を行使することができなくなる。しかし、このような帰結は従来の判例法理に反しており¹³⁾、そのような帰結が想定されていたとは考えられない。

ここで注目すべきは、本法9条2項の規定の仕方である。この規定は、競合担保権間の優劣（順位）について定める規定であって、競合担保権者以外の第三者との間で生じる狭義の対抗問題について定めた規定ではないと

13) 最決平成11年5月17日民集53巻5号863頁は、売買代金債権に対する動産譲渡担保権に基づく物上代位権の行使を認めた事例決定であるが、譲渡担保権設定者の破産宣告は物上代位権の行使を妨げない旨を判示している。

解される¹⁴⁾。この理解によると、競合問題における競合担保権間の順位を定める基準として、「差押え」を基準時とする特別が設けられているだけであり、競合担保権者以外の第三者との関係（狭義の対抗問題。例えば、差押債権者や代位目的債権の真正譲受人との関係）について、本法9条2項は（類推）適用されないと考えられる。そして、競合担保権者以外の第三者との関係において、物上代位に基づく「差押え」が基準時にならないとすれば、競合担保権者以外の第三者に対して動産譲渡担保権に基づく物上代位権を対抗し得るかを判断する基準時は、「原担保権（動産譲渡担保権）の対抗要件具備時」以外にあり得ないこととなる。

問題は、以上のような解釈が、3(1)で確認した民法の解釈論・判例法理と整合的に位置づけられ得るかどうかである。

(b) 民法の解釈論・判例法理に照らした検討

(ア) 公示力アプローチ

原担保権の公示力の違いに着目する見解（公示力アプローチ）によれば、競合問題の基準時が「差押え」とされるのは、抵当権の場合とは異なり、譲渡担保権に基づく物上代位の可能性が十分に公示されていないからである（そのため、譲渡担保権に基づく物上代位は、抵当権ではなく先取特権に基づく物上代位の判例法理と同列に位置づけられる）。

しかし、この論理によると、物上代位に係る公示性が十分でないことは競合担保権者以外の第三者との関係でも同じであるのに、なぜそうした第三者との関係において「差押え」が要件とされないのかを説明することが困難となる¹⁵⁾。

14) 本法における狭義の対抗問題と担保権の順位の問題との区別について、和田・前掲注(1)8頁参照。譲渡担保契約法9条2項は「……譲渡担保権者が行使する権利は……優先する。」と定めており、競合担保権間の順位について特別を定める36条（「……動産譲渡担保権は……劣後する。」）や37条（「……動産譲渡担保権は……優先する。」）と同列に位置づけられるべきルールである。

15) 公示性に着目する場合、物的に編成された登記登録制度があるときに抵当権に基づく物

また、一方では、公示性が不十分という観点から競合問題について平成17年最判の法理を妥当させるにもかかわらず¹⁶⁾、他方では、競合担保権者以外の第三者との関係において原担保権（動産譲渡担保権）の対抗要件具備時が基準となるかという問題については、平成17年最判を参照する余地がないため（原担保権たる先取特権について対抗要件具備は観念できない）、この問題（狭義の対抗問題）について平成17年最判と異なる基準を持ち出さざるを得なくなるという点でも、一貫性が欠けることとなる。

要するに、公示力アプローチでは、差押え時を基準とする本法9条2項の射程を説得的に画することができない。したがって、公示力アプローチに基づいて本法9条1項・2項の規定を整合的に位置づけることには、困難が伴うというべきである。

(イ) 追及効アプローチ

これに対し、原担保権の追及効の有無に着目する見解（追及効アプローチ）によれば、動産譲渡担保権に基づく物上代位の競合問題については、原則として動産譲渡担保権の対抗要件具備時が基準とされる。もっとも、一定の政策判断に基づく「差押え」要件の解釈によって、「差押え」時を基準と

上代位と同じ取扱いにならないことの説明が困難となる点も、部会の審議で指摘されたとおりである（上述2(1)(e)⑧参照）。

- 16) しかし、そもそも競合担保権者との優劣が問題となる場面は、（少なくとも競合担保権が債権質である場合には）代位目的債権の帰属変更が生じず、追及効の有無が問題となる場面ではない（筆者の理解によれば、本法の下での債権譲渡担保権も目的債権上の一種の制限物権として債権質と同様に理解すべきであるから、競合担保権が債権譲渡担保権である場合も追及効の有無は問題とならない）。これに対し、平成17年最判は、代位目的債権が真正譲渡され、追及効の有無が問題となった事案である。それゆえ、追及効の有無が問題とならない競合問題に関して、平成17年最判の法理を参照すること自体が適切でないようにも思われる。動産売買先取特権の代位目的債権に質権が設定されて第三者対抗要件が具備された場合には、代位目的債権の帰属変更が生じていないから平成17年最判の射程は及ばず、動産売買先取特権者は質権が設定された債権を物上代位権の行使として差し押さえることが可能であり、動産売買先取特権に基づく物上代位権と質権との優劣は担保権の優劣に関する規定〔例えば、先取特権と質権との競合に関する334条の類推適用〕によって判断されると解する可能性があるのではないか。

する例外を認める余地は開かれている¹⁷⁾。

この理解によれば、本法9条2項によって競合問題の処理についてのみ「差押え」要件が付加されるのは、競合担保権間の優劣(順位)の問題について公示の程度(公示力の弱さ)を順位に反映させる占有改定劣後ルール(本法36条1項)と同様の趣旨に基づき、代位目的債権上の担保権の競合について公示の不十分な物上代位権を劣後させる目的で、「差押え」要件が付加されたと説明することができる¹⁸⁾。すなわち、原則によれば、原担保権の對抗要件具備時を基準に物上代位権と競合担保権の優劣も判断されるべきところ、物上代位権の成立を当然には知り得ない代位目的債権上の担保権者(債権質権者・債権譲渡担保権者)を保護するため、「差押え」要件が付加されるのである。

以上によれば、本法9条1項における「差押え」の意義は、同条2項の規律を踏まえれば、第三債務者及び競合担保権者を保護するために要求されていることになる(第三債務者・競合担保権者保護説)。

(c) 狭義の對抗問題についての具体的帰結

以上の検討によれば、動産譲渡担保権に基づく物上代位と競合担保権者以外の第三者(例えば、代位目的債権の差押債権者、譲渡担保権設定者について開始された破産手続における破産管財人、代位目的債権が真正譲渡された場合の譲受人)との関係が問題となる場合には、動産譲渡担保権の對抗要件具備時

17) 上述の水津幹事の発言を参照(上述2(1)(e)⑨)。

18) この説明によると、競合担保権の優劣の問題について、「公示の不十分さ」を理由とする担保権の順位に関する特別が本法9条2項に設けられたということになるから、抵当権や先取特権について同趣旨の規定が存在しないことについても説明ができる(上述2(1)(b)②参照)。すなわち、抵当権については抵当権設定登記の存在により「公示の不十分さ」の理由が当てはまらず、先取特権についてはそもそも公示が存在しないため、特別を設ける理由がないといえる。また、本文中で述べた競合担保権の順位に関するルールの適用は、競合する担保権がそれぞれ第三者對抗要件を具備していることを前提とするから、本法9条2項による譲渡担保権者は、その権利について第三者對抗要件を具備していなければならない(上述2(1)(b)③参照)。

を基準として、これらの第三者との優劣が判断される。

差押債権者や破産管財人との関係で動産譲渡担保権の対抗要件具備時が基準とされることは、従来の判例法理によって認められていた帰結であるから、異論は少ないであろう。

これに対し、真正の債権譲渡の譲受人に対しても、動産譲渡担保権の対抗要件具備時を基準に物上代位権を対抗し得るという点については、競合問題の処理との間でバランスを欠くとの批判がなされ得る。しかし、譲渡担保動産に対する動産譲渡担保権の対抗が問題となる場面でも、占有改定により対抗要件を具備した動産譲渡担保権は、動産譲渡登記により対抗要件を具備した競合する動産譲渡担保権には劣後する一方（本法36条1項参照）、同じく動産譲渡登記により対抗要件を具備した動産の真正の譲受人に対しては（即時取得が成立しない限り）対抗可能とされるのであり、代位目的債権についてもこれと同じ事態が認められるに過ぎない（なお、債権について即時取得の可能性は存在しないが、それは債権取引の安全をどこまで図るかという法制度の判断の帰結である）。原担保権たる動産譲渡担保権について対抗要件を具備していたからには、代位目的債権についてもその権利が維持されるというのが物上代位における出発点であり、競合問題について特則を設けた本法9条2項の適用範囲外では原則に戻るだけであるから、真正の債権譲受人との関係での上記の処理は奇妙ではないといえる¹⁹⁾。

19) 悩ましいのは、代位目的債権の債務者（第三債務者）の相殺との優劣である。本文で述べた論理によれば、動産譲渡担保権の対抗要件具備時を基準時として相殺との優劣を判断すべきようにも思われるが、相殺の担保的機能（受働債権につきあたかも担保権を有するにも似た地位が与えられる相殺の機能）を強調すれば、競合担保権間の順位を定める本法9条2項を類推適用して差押え時を基準時とする立場も成り立ちうる。今後議論されるべき問題であろう。なお、須藤英章監修・経営紛争研究会編『まるわかり新しい担保法QA266』（日本加除出版株式会社、2025年）63頁では、物上代位と真正の債権譲渡との間の優劣の判断基準について、動産譲渡担保権の対抗要件具備時を基準とする考え方と物上代位の差押え時を基準とする考え方が並記されている。

(2) 賃料に対する抵当権の効力

本法では、民法371条に相当する本法28条の規定の適用対象が天然果実に限定されたため、譲渡担保権に基づく賃料(債権)の把握は、物上代位によってのみ行われることとなった(本法9条1項)。これに対し、従来の民法の解釈では、賃料債権に対する物上代位の場面で、賃料債権に抵当権の効力が及ぶ実体的根拠を果実の法理(371条)又は物上代位(372条・304条)のいずれで基礎づけるかには、争いがあった。結論から言えば、本法の成立は、民法の解釈論に影響を及ぼさざるを得ないと思われる。

すなわち、動産譲渡担保権に基づく賃料債権への物上代位は、その実体的根拠も含めて物上代位の規定で基礎づけられることとなった。これに対し、抵当権に基づく賃料債権への物上代位の実体的根拠がなお果実の法理(民371条)によるとする見解を仮に維持しようとするれば、特別の説明が必要になると思われる。立案担当者は、その説明を収益執行制度の有無に求めるが、権利実現のための手続の有無によって実体法の解釈が左右されることにはやや違和感がある。筆者の理解によれば、本法の下での動産譲渡担保権は一種の制限物権として理解されるべきであり²⁰⁾、そうであれば抵当権に基づく物上代位と動産譲渡担保権に基づく物上代位との間で物上代位のメカニズムを異ならせる理由もない。したがって、筆者は、本法の成立は、民法371条に物上代位の実体的根拠を求める見解にとって不利に働くのではないかと考える²¹⁾。

20) 和田勝行「所有権留保」民商161巻3号(2025年)341頁参照。瀬戸口祐基「動産譲渡担保・集合動産譲渡担保の実行前における譲渡担保権者と譲渡担保権設定者の法的地位」民商161巻3号(2025年)286-287頁も参照。

21) もっとも、笹井朋昭ほか「『譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律』及び『譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』の解説(1)」NBN1297号(2025年)9頁注1は、本法の規律が「抵当権に基づく物上代位の根拠規定がいずれであるかに影響するものではない(この点は引き続き解釈に委ねられる。)」と述べる。

5 おわりに

本稿では、本法の制定過程における部会の審議を踏まえ、本法9条1項・2項が定める物上代位及び本法28条が定める果実に対する動産譲渡担保権の効力について、民法の解釈論及び判例法理との関係を検討した。

本法9条1項・2項については、部会において公示力アプローチによる説明が提示された一方、追及効アプローチの存在も意識されていた。この点を踏まえ、本稿では、むしろ追及効アプローチの観点から、本法9条1項・2項の規定がより整合的に位置づけられ得ることを論じた。また、競合担保権者以外の第三者との関係については、原則に戻り、動産譲渡担保権の對抗要件具備時を基準として第三者との関係を処理すべきことを示した。

果実に対する担保権の効力については、本法28条が天然果実に限定して規律を設け、民法371条の改正が最低限にとどめられた経緯を確認した。その結果、動産譲渡担保権に基づく賃料債権の把握は物上代位によってのみ基礎づけられることとなり、抵当権に基づく賃料債権への物上代位の実体的根拠を果実の法理に求める見解は、再考を迫られることを示した。

本法の制定は、物上代位や果実の法理といった民法の基本問題を、改めて理論的に捉え直す契機を与える。もっとも、本稿は、筆者の従来の研究と部会の議論を基礎に検討を試みたにすぎず、関連文献を踏まえた検討は全くできていない。本稿の検討は試論にとどまることをお詫びするとともに、詳細な検討については他日を期したい。